

高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
暫定保管と社会的合意形成に関する分科会（第4回）
議事録

日時：平成26年4月24日（木）10：00～12：00

会場：日本学会会議 6-C（1）会議室

出席委員：船橋晴俊委員長、柴田徳思副委員長、小澤隆一幹事、今田高俊委員、山地憲治、
小野耕二委員、齋藤純一委員、長谷川公一委員

参考人：浅石紘爾氏（核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団代表、弁護士）、山田清彦氏（核
燃サイクル阻止1万人訴訟原告団事務局長）

事務局：盛田参事官、佐藤審議専門職

資料： 資料1 意見書

資料2 核燃料サイクル施設と原発 青森県の現状

追加資料 「2014年4月24日用資料」ほか計3点

（以下は冊子資料を回覧、会議後回収）

- ・原告団十年の歩み
- ・訴状（六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取り消し請求事件）
- ・訴状（「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」廃棄物埋設事業許可処分取り消し請求事件）
- ・訴状（「高レベルガラス固化体貯蔵施設」廃棄物埋設事業許可処分取り消し請求事件）
- ・訴状（六ヶ所再処理工場を止めよう—生命あるものの尊厳のために—）
- ・核燃サイクルを阻止するための必読資料
- ・核燃施設を大地震が襲うとき—危険な「安全審査」の実態—
- ・六ヶ所再処理工場 忍び寄る放射能の恐怖—暴かれた22 μ Svの虚構—

1 参考人からのヒアリングと質疑応答・意見交換

○本日の中心的な議事は参考人からのヒアリングと質疑応答。はるばる青森県から、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団の代表で弁護士の浅石さんと、同事務局長の山田さんにお越しいただいた。まずお二人からご報告いただいて、そのあと委員の方から質問させていただき、補足的なご説明をいただくというふうに運びたい。

1) 参考人からのヒアリング

○ (スライドの映写) 青森県の役割ということで、日本のミサイル防衛拠点、原子力施設の立地、さらに自衛隊・米軍も含めた 3 つの問題が密接に絡んでいるというところから始めていきたい。いわゆる国民保護法で考えている体制として、青森では車力というところに米軍基地、三沢に自衛隊の基地、むつ市に巨大レーダーがあり、イージス艦をこれから配備して迎撃態勢を作るという計画を進めている。ミサイルを撃つ側とすれば、レーダーを破壊するために周辺の様々な施設を破壊するというのは当たり前の話。そこに原子力関連施設があるのはいかなものか。

しかも、下北で作った電気というのはすべて東京に流れていく。大間も東通も幹線を伝って送電するが、すでに青森に配備されてあるものとは経路が違う。原子力施設のものは、宮城もしくは東京の方に流れていく形のものしかない。青森県では原子力施設の電気を使う状況ではないということ。

原子力施設を立てることについては、活断層の問題もある。現在も調査中だが、大陸棚の外縁断層の問題がある。また大間の方にも大きな断層があるということが指摘され、こちらも調査が進んでいる。十和田湖は今まで観光拠点でしかなかったが、噴火した場合の被害想定として原子力施設に与える影響も無視できないということが、最近になって検討・指摘されている。日本原燃側は火山からの影響は小さいとして、火山活動のモニタリングを行う程度。それぞれの原子力施設の近くに火山活動するものが多くあるということが、下北の問題点であろう。

三沢基地について。これまでは F16 という米軍の戦闘機が一番大きな騒音被害を与えてきたが、3月からは、レーダーを破壊する戦闘機も配備された。5月からは無人偵察機グローバルホークが配備される。自衛隊の方もステルス機種をこれから配備する。これらはすべて米軍・自衛隊の基地機能を強化するものと考えられるが、青森県は強化ではない、国の受け入れに従っているだけだと否定している。忘れがちだが、三沢に配備されている F16 は核兵器搭載可能な戦闘機。このような危険なところに原子力施設が集中している現実がある。

最近朝日新聞で話題になっているが、高レベルの放射性廃液あるいは東海においてはプルトニウム溶液の問題がある。少し前の資料になるが、高木仁三郎さんがまとめた『核燃料サイクル施設批判』(1991年)では、100m³の廃液が1%漏れただけでこれだけ大きな被害が出るということを示している。六ヶ所では今 202m³貯まっており、東海は 430m³ということなので、こういう被害の想定を様々な考えなければいけない。全電源が喪失して 51 時間程度経過した場合、大きな事故が起きるということは、みなさんよくご存じのところ。

残念ながら青森県の体制としては、現在、原発から約 30km の範囲での原子力防災計画になっている。ところが、それでは守れないということで、市の東端が原発から 100km の圏内にある青森市は、独自に原子力防災計画を策定するとしている。ただ下北半島にある

様々な地域には、まだ原子力防災計画を作っていない自治体も多く、事故が起こったときにどうなるかという不安は消えない状況にある。もちろん高レベル放射性廃液の沸騰爆発で事故が起これば大変なことになるのは間違いないわけなので、早くガラス固化して欲しいという意見もあるが、様々な問題点があろうかと思う。特に東海の状況についてはみなさんご承知の通りで、なかなか固化ができない状況が続いている。

青森県が置かれている状況は、核のゴミ捨て場だと言われている。再処理工場が出る核のゴミは、いわゆる高レベル以外にも様々なものが出る。現在まで青森県に集中している核のゴミについても、様々な種類がある。放射性廃液が 202m³ 貯まっているという話は、日本原燃が発表した資料のなかにはなかったが、岩手の方が国会議員を通じて質問して出た回答のなかで出てきた。今みなさんはこれについて議論をしているわけだが、他に貯まっている、これから貯まっていくものについては、ほとんど六ヶ所村に置かれるだけになることは変わらないだろう。そのなかの医療系廃棄物には、もんじゅや研究施設の廃棄物も含まれている。これは医療系という言葉で、今後も青森県に受け入れを迫ってくるものと考えられる。

本日の議題とは少しずれるが、県内の状況ということで、原子力施設について足早に見たい。日本原燃が出しているパンフレットで今はなくなっているものに、『六ヶ所再処理工場の概要』というものがあり、私はこれを平成元年から最新のものまで見て、情報を書き込んだものをスキャナーで取り込んだものを事務局にお渡ししたので、のちほどご覧いただきたい。

再処理工場はすでに 425 トンを再処理するアクティブ試験を行っているが、一番の問題は高レベルのガラス固化装置がうまく動かないということで、着工から 20 年以上経って未だに動かないでいる。来年 3 月に操業したいということだが、果たしてどうなるか。ウラン濃縮工場は、いったん 1050 トン SWU までいったあと、今は 75 トンを濃縮している。最終的には 1500 トンまで伸ばしたいということだが、果たして需要があるのか。ここで使った核のゴミ、シリンダーなどもまだどこに行くかわからない。そういう状況で六ヶ所村に置かれているわけで、この最終処分の方法も決まっていない。低レベル放射性廃棄物はドラム缶に入ったものを持ってくる。1号廃棄物用の施設と、少し放射線量が高い2号廃棄物用の施設があり、そこに各 20 万本、合計 40 万本入ることになっている。コンクリートピットに入ったまま、土もかぶっておらず、密閉されていない状態が続いている。高レベル放射性廃棄物については、4月22日に16回目の搬入がなされた。一時貯蔵施設は日本用と海外用に分かれており、容量は2880本。あまり知られていないが、六ヶ所村ですでに余裕深度処分の研究施設があり、これは50mから100mに埋めなければいけないゴミが出るということで、調査が行われている模様。

大間の原子力発電所はまだ30数%の進捗率しかない。むつ市の中間貯蔵施設は、来年3月の操業を目指している。六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物の場合は受け入れから30～50年だが、ここは受け入れ開始から施設の需要が最長50年の予定。東通の原子力発電所では、

東北電力が1号機の防潮堤を16mにして、大きな地震が来て1m地盤が下がっても大丈夫なように、工事を終えている。東京電力の原子力発電所の方は進捗率10%と言われており、工事は進んでいない。

再処理工場について新しい規制基準ができていますが、問題点として、事故が起きた場合の対応があまりにもずさん。作業員が何かをするという工程が非常に多く、事故が起きたときに、高い線量のところに踏み込んでいかなければならないという、大変危険な作業を求められる。それが果たして新しい安全基準と言えるのかどうか。4月14日の規制委員会で話されているが、重大事故対策について原燃が資料を出している。これに対して私たちは、様々な問題について懸念を持っている。ごまかされているようだが、事故が起きたときの影響評価を小さくすることで、安全審査を乗り切ろうとしているのではないかと。線量を非常に低く見積もっているが、扱っている量からして、福島原発事故の10倍20倍の影響が出てもおかしくない。

日本原燃は、六ヶ所の再処理工場について、6月までに適合性審査の合格証が欲しいと言っている。10月までに使用前検査を終了し、安全協定締結を経て、来年3月に操業したい。これを前提として考えると、4月に県議選、6月に知事選がある。ここで再処理工場の操業の是非が選挙の争点にされることを回避したいのではないかと。それはどうなるかわからないが、すでに再処理した425トンの燃料の持ち主は公表されていない。民主党政権の時代に核燃サイクルをやめるという方向性が出たときに、再処理をしなければ今の使用済み燃料はすべて返すということで、六ヶ所村と県知事は大きく騒いで、核燃サイクル維持が決まったという経緯がある。核のゴミを返すと言えば国の方は何とかなるというのが、青森県側の固定した考え。

再処理工場は竣工していないが、1985年の核燃受け入れから2010年までに約4000億円のお金が青森県に落ちている。やめるにやめられないという状況。今年になって、原燃もお金がないから交付できないとなったが、今まで貯まった核のゴミに核燃料税を課して、そのなかからお金を出していくということで、地域に対する交付体制は変わらず維持していく形で決着した。20以上の自治体が交付されているので、今さら核燃に反対できない。ただ、青森県の第一次産業と関連産業は毎年約7500億円の規模。事故が起これば3年程度農業ができなくなると考えれば、だいたい3兆円の損失になる。しかし今の福島状況を見て、これが3年で済むかということを考えると、今までもらった4000億円をなかったことにしても、原子力施設の受け入れをやめていく方向に進むべき。

今でも、原発がなくても電気の供給には困っていない。日本の人口はまもなく減少し、世界銀行の統計では2150年に3600万人となる。ウラン資源は約100年で枯渇していく。そうすると、核のゴミの管理費用を、原発の恩恵を受けない未来の人々が払うことになるので、そういうことも踏まえて考えていくべきではないか。

○：原告団の代表をしている。原告団は1988年の8月に結成され、足かけ26年経つが、

未だ六ヶ所の核燃施設は閉鎖されることなく、稼働または稼働直前の状態になっている。今日は高レベル放射性廃棄物の処分についての意見を求められているが、核燃の白紙撤回を求めて運動してきた市民の一人としては、なかなか難しい問題。原告団のなかで統一した見解はなく、議論そのものがそれほどなされてきていない。専門家ではなく科学的知見があるわけでもないの、市民的感覚からお話する。

われわれは核燃施設と原子力施設の稼働に反対する運動をしてきた。高レベル放射性廃棄物については、きわめて処分が難しいからこういう施設を立地・稼働させてはいけないという観点から捉えてきたこともあって、施設の存在を前提としてこれをどうするのかということは、われわれの運動とは相反する部分が出てくるため、非常に難しい。こう処分すれば安全じゃないかと言えば、では六ヶ所村の海外返還廃棄物の施設は稼働させてもいいのかという議論も出てきてしまう。ただ、すでに作られてしまった廃棄物が目の前にある。それを子孫に引き継がせていってしまっているのかという問題は突きつけられるので、使用済み燃料、高レベルガラス固化体をこれ以上増やさないという政策が決まれば、われわれの世代が作り出した核のゴミをどう処分していくのかということには、真摯な検討をしていかなければならないと考えている。今日は原告団の代表として来ているが、私と事務局長の山田さんのあいだでも、決して意見が一致しているわけではない。個人的見解としてお聞きいただきたい。

原告団の基本的な方針としては、まず原発は即時廃止すべきだと 20 数年前から主張している。原発を廃止すれば使用済み燃料は出てこなくなる。再処理という問題も出てこない。原発をなくす、その結果、再処理もやめるという基本的な路線で運動を組み立ててきた。方法としては主として司法、裁判所という場で核燃の白紙撤回を勝ち取ろうということで、裁判闘争が主たる運動手段。もう一つは、裁判万能主義、裁判にお任せという風潮の弊害を防ぐため、市民運動に力を入れていくということ。当時は、青森県に立地要請がなされて色々な議論がなされるなかで、核燃に反対する知事を誕生させる観点から、一種の政治闘争もやろうということだった。この 3 本の柱が有機的に機能すればと考えてきたが、いったん決まった国策というのはなかなか撤回されることなく、再処理工場についてはアクティブ試験を残すのみとなっている。さらに MOX 加工工場が付け加えられるという状況。

しかし非常に残念なことだが、われわれの原発即時廃止の主張については、3. 11 の福島原発事故によってその正当性が裏付けられた。原発・再処理工場についての新たな規制基準が制定されたが、この基準が本当に施設の安全性を確保し、事故の再発を防止できる実効性を持った規則であるのか、われわれは疑問を持っている。住民の安全対策がこれで果たして万全なのか。避難計画等も策定されていない現状がたくさんある。今のままで原発再稼働が国民の権利義務を侵害する危険はないのか、疑念を持って運動しているところ。

核燃サイクルについての裁判は、4 つの施設のうち、ウラン濃縮と低レベルについては最高裁で敗訴が確定している。現在、再処理と高レベルについての訴訟が、青森地方裁判所で継続中。これも 20 年近く経つが、新基準ができたため、一からやり直しのような裁判に

なっている。今年の 1 月に日本原燃が新基準に基づく事業変更許可申請を出して、それが規制委員会で審議中の状況にある。MOX 加工工場についてはまだ訴訟は提起しておらず、これからの予定。その他の施設については山田さんの方から説明があったので省かせていただく。高レベル放射性廃棄物には使用済み燃料も含めて議論がなされているが、原告団としてはこれ以上使用済み燃料を増やさないことを求めている。原発を即時廃止して、すでにある使用済み核燃料については、これを再処理せずに直接処分の方式を採用すべきだと考えている。最終処分までの過渡的措置が今日の暫定管理の問題につながってくるわけだが、簡単に言うと、プールでの湿式貯蔵は大きな危険性があるため、乾式貯蔵に移行して安全性を確保していく必要がある。

日本学術会議の「高レベル放射性廃棄物の処分について」という報告書を受けて、意見・感想を述べたい。まず基本的な考え方、総論部分について、私は全く異議なく賛同する。国は深地層処分ありきという前提で研究等を進めているが、私たちは裁判のなかで、低レベルでさえ国の規制曰く、高レベルではもっとひどいことになるのではないかと考えてきた。低レベルは浅地層処分が原則と言われているが、六ヶ所は掘ればすぐ水が湧くような地層なので、浅地層処分はできない。そこでもう少し深く掘ってピットを設置して処分するという事になった。そうすると、飲み水などが流れている箇所にはピットを作らざるを得なくなってしまったために、地下水対策が問題になってくる。そこで地下水に放射能が混ざって人への影響が出ないように、人工のバリアと自然のバリアを作る方針でやってきた。われわれが証人尋問のなかで人工的なバリアはどこまでもつのかと聞いたら、30 年から 40 年でドラム缶は腐って放射能が漏れ出すとの答えだった。しかし、自然バリアが支えて 300 年間の管理が可能になると、こういう話。これが低レベルについての最終処分の実態。

高レベルの場合には、何百年何千年のレベルで人工バリア、自然バリアが健全さを保たなければならない。市民感覚からするとそれは難しいのではないかと感じる。ヨーロッパなどとは違い、日本の場合は地層・地盤の安定性が弱いということでは異論がない。そういうところに埋め捨てるのは非常に問題で、国のこれまでの安全審査はずさんであったということ。地層の安全確認が本当に科学的見地からなされているのかどうか。政治的な適地であるということから白羽の矢が立てられ、埋め捨てられるというのは絶対に避けなければならない。そういうことから、取り出し可能な状態で可逆性のある管理をすべきという暫定保管の考え方については、正しい方向性であると考えている。

問題は各論。さきほども触れたが、核燃原発に反対運動する者の心情としては、片方で低レベルを含めて放射性廃棄物を増やして「トイレなきマンション」という状態を作っておきながら、もう片方で廃棄物の処理問題を論じるというのは極めて無責任なやり方ではないかと感じる。まず使用済み燃料や高レベル廃棄物が増える状況をやめてもらう、そのために原発を即時廃止したうえで、これ以上高レベルが増えないという状況で総量管理が行われていくべきではないか。政府からの諮問への回答という性格から、そこまで踏み込

んではないのだろうと拝見した。総量の上限の画定という論理そのものは正しいとは思いますが、現実的には、3. 11以降の国民世論を考えても、段階的な原発政策の廃止ということで廃棄物の総量を確定し、そのうえで最終処分の問題を考えていくべき。

国の方では、深地層処分を前提として、それまでの直接的な管理をどれくらいの期間行うのか議論し、地層処分をどのように安全に行うのかという研究・開発をやっていけばよいという考え方をとっている。それに対して今回の学会議の報告書では、深地層処分そのものをおいて、新たにどういう処分をするかを含めて将来の研究・開発に俟つという考え方で、それは正しい方向性である。問題は次の点。報告書では暫定保管の形態について、使用済み燃料を再処理せずに保管する方式と、ガラス固化体にして保管する方式があると指摘し、後者については地中保管か地上保管を挙げて、どちらが望ましいのかについては技術的な利害得失・安全性・経済性等について十分に検討する必要があると書いている。再処理は即時廃止・白紙撤回という原告団の立場からすれば、保管形態については直接処分の方向でやっていかなければならないと考えている。今度の提言においては、再処理は即時廃止するという前提で、より具体的な検討がなされることを期待している。

暫定保管のデメリットについてわれわれが心配しているのは、数十年から数百年の暫定保管の期間に、テロ・政変・自然災害等による損傷が起きないかという点。ドイツでも地層処分の方向でやっているのでも、同じような心配が強調されている。ドイツのように比較的断層が少ない地盤があるところと日本とでは、自然的な条件が整った適地はおのずから違いが出てくるとはいえ、有効な対策を具体的に打ち出していきたいと思っている。

もう一つ、長い保管期間のあいだになし崩しの最終処分場になっていくことに対する、住民の不安も無視できない。青森県のことで言えば、高レベルの最終処分場にしないという確約を国とのあいだで取り付け、県民を安心させて様々な原子力施設を呼び込んできた。一種の取引材料として確約が使われてきたということ。しかし、果たしてこういう確約が実効性を持つのか。法的には最終処分場ではないかもしれないが、事実上の半永久的な高レベルのゴミ捨て場にされてしまうのではないかという県民の不安は大変大きい。これは非常に選挙民受けする問題であるから、知事としては、政治生命を維持する上で絶対に捨てられない公約。しかし本当にそれを国が守ってくれるのか、海外返還廃棄物や高レベルのガラス固化体がいつ青森県外に持ち出されるのかは、非常に疑問があるところ。報告書では、そういうことにならないよう何らかの形で明確に担保するとしているが、この部分を、われわれの不安の解消につながるような具体的な形で提起していただきたい。

暫定保管については、現在世代による責任の先送りという批判も当然出てくるだろう。安全性に確証がないまま地層処分にするのは、逆に負の遺産を次世代に先送りすることになるので、私は暫定保管の方が適切だと考えている。推進派のなかには、地層処分を前提として、処分場を閉鎖するまでのあいだの百年から百五十年ぐらい様々な研究をするという考えもある。それが今回の報告書では、研究期間が数十年から数百年とされており、読む側としては非常に漠然としているように感じる。したがって専門家のみなさんでご検討

いただいて、もう少し期間を短縮あるいは限定して、何年ということを出してもらいたい。このぐらいであれば、なし崩しの最終処分を心配しなくてもよいのかな、という気持ちになるような提起をいただきたい。暫定保管をするなかで期間を区切って、定期的に安全性を確認するというのもやっただけであればよいと思うし、保管方法についてももう少し具体的に、地中処分なのか地上処分なのか、地中処分の際にはどういう点に留意すべきかななどが、提言に盛り込まれることを期待したい。

その他の検討課題ということで、青森県と日本原燃との覚書を資料に添付した。電事連の立ち合いのもとに、再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、使用済み燃料の施設外への搬出を含む適切な措置を講ずると定めているもの。「施設外への搬出」の解釈は色々であろうかと思うが、また使用済み燃料は高レベル廃棄物だと知事は考えていないようだが、最終処分場にしないという確約を取っている以上、県としては、これは県外に持って行くという意味だと考えるのが妥当だろうと思う。県は、この覚書を取引材料として政治的に利用してきた。このまえも、知事がこれを振りかざして使用済み燃料を県外に持ち出せと言い、それでは原発の稼働に支障が出るために、再処理政策は継続という方針のエネルギー基本計画が最終的に出来上がったといういきさつがある。

山田さんからあったように、再処理施設の稼働によって、県は非常に大きい利益を得ている。核燃の立地によって大きな利益を受けていながら、廃棄物については責任を持っていないから再処理をやめるなら搬出せよというのは、一種のエゴのようにも思える。ただ県とすれば、再処理の目的で使用済み燃料は搬入されているのだから、再処理という目的がなくなれば必要のないものとして、県外への搬出を求めるのは自然。われわれの理解では、使用済み燃料はこれを作り出した電力会社はその責任の下に処分すべきもの。知事の立場とすれば、発生者責任の原則を盾にしてこの覚書の正当性を主張している。これは契約としての有効性はあるのだと思うが、実効性があるのかどうか。強制執行してでも県外に持ち出せるのかという問題が付きまってくる。裁判所の命令が出てそのまま居座るといふ事例もある。放射性廃棄物については、そう簡単に右から左に動かせるものではないという事情もあり、法的拘束力がどこまで機能するかという問題はある。それでも、原則は発生者であり汚染者である電力事業者がこれを引き取るべきではないかと考えている。個人的意見としては、当面は中間貯蔵を各原発サイトで行っていくのが現実的だと思う。六ヶ所からの移動の危険性を指摘する専門家もいるが、それ以上に、いつまでもプールに置いておくことの法的根拠はないと思う。出てきたところに戻すという方針を取るのが妥当であるというのが私の考え。

国との確約については、知事が変わるたびに口頭で取り交わしていたが、自民党の資源・エネルギー戦略調査会のなかで明文化する動きがある。しかしこれは紳士条項のようなもので、法的効力はないだろう。これから全国的に最終処分地の選定がなされていくなかで、青森県だけが自分のところは最終処分地にさせませんというようなことが、果たして通用するのかという問題もある。地元の立場としては、未解決の問題をたくさん抱えるなかで

青森県に白羽の矢が立った場合には、当然反対をしていく。ただ、適地についての社会的合意が形成されていくなかで、なお青森県が確約を振りかざして抵抗していくことが正しいのかという点については、問題があるだろう。廃棄物を人質にとって原発政策、再処理政策を推進していくやり方には問題がある。六ヶ所村議会でも、核燃を推進しないのであればあらゆる廃棄物は撤去してもらおうという決議をした。これはやってはならないことではないか。

最後に、高レベル放射性廃棄物の固化の問題について。私自身は、このまま高レベル廃棄物のまま保管しておくことの危険性を考えれば、今あるものについては早く固化してしまっ、安全な管理状態に持っていくことが望ましいと考えているが、山田さんの方では異論があるかもしれない。

2) 質疑応答・意見交換

○大変突っ込んだ論点についても丁寧なご説明をいただいたと思う。今回、大量の資料を提供していただいている。委員のあいだで回覧するので、あとで時間をとってゆっくり読んでいただきたい。今日のお二人の発言は個人としての見解ということで、ある意味で思い切った発言もいただいた。どなたからでも、ご質問をお願いしたい。

○名古屋大学で政治学を教えており、紛争処理論をやっている関係でこの委員会にも参加している。その観点から、いくつか質問させていただきたい。第一点目。原子力委員会の諮問に対する学術会議の回答にコメントいただいた。原発の即時廃止を前提とした提言をという立場はよくわかるが、われわれとしては、もう一方で原発を維持していくという対立した意見があるなかで、廃棄物が日々作られ続けているという状況をどう打破するのかという観点から考えたつもり。この問題については、どこで合意ができるのかということであり、誰かが裁判でバサッと決めてみんながそれに従うという問題ではない。少し厳しいお尋ねをするが、多様な国民の立場があるなかで、原発の即時廃止を前提とするときにどのような民主的正統性があるのか。私が名古屋大学法学部の学生に意識調査をしたところ、原発の即時停止への支持は3%しかなかった。逆に原発はこのままでよいという意見は12%、そのあいだでなるべく早期に原発を廃止し再生可能エネルギーへ移行するというのが23%、ゆるやかに再生可能エネルギーに移行するというより温和な立場が56%だった。こういう国民的な意識状況のなかで、大きな合意を作り出そうとしたときに、どのような方向性を考えられるのか。学術会議の回答は、言ってみれば壮大な和解・調停の手続きの観点から作ったもの。

第二点目。一方では、方針を決定しそれをごり押しして、経済的誘因でもって地方に押し付けるというようなことがやられてきた。それに対する強固な反対運動もあって、国民的合意ができない状況がある。そういうボタンの掛け違いのようなものがあって、問題を

解決しにくくしている。報告書のなかで出てくる認識共同体という言葉は、互いに信頼感を持っていないと、議論の場が成立しないということ。原則主義的な推進派と反対派も協議の場に臨むための方向性しかないのではないか。すぐに決着できるものではない。裁判でも20年かかっているが、国民的合意を作る協議を進めていくには30年40年かかるだろう。私自身はそう考えるが、今の状況について、何が国民的議論の促進を阻害しているとお考えか。相手方が悪いからという立場もあるかもしれないが、何かあれば、個人的見解でよいので聞かせていただきたい。

第三点目。なし崩しの危惧については、私もそういうことを感じている。現実の対立状況の下で議論が進まないなかで、現状が固定化されかねない。なし崩しを阻止するために、原告団としては難しいかもしれないが、個人としてどのようなことをすべきなのか。私のトータルな問題意識としては、今日のご発言は参考になったけれども、そのことが最終処分場を作ることに對してどのような当事者能力を持っているのか。事業者が責任を持つべきだということになるのではなくて、国民的な議論に入るとすれば、どのような役割を自ら果たされようとしているのか。私などはそこで合意を見つけたいと思っているが、その点についてどのようにお考えか。

○第一点について。学生さんの意識調査ということだが、私どもがいわゆるマスコミの調査を見ていると、もう少し即時廃止論と段階的廃止論の比率は高いのではないかと思っている。それはさておいて、私は原告団の代表であると同時に、日弁連の公害対策・環境保全委員会の原子力部会のメンバーでもある。日弁連は当初は段階的な廃止論をとっていたが、新しい規制基準ができたあとに、どちらかという即時廃止論に考え方を変えてきている。この新しい規制基準で原発事故の再発を防ぐことができるのかという点で問題があることから、スタンスが変わってきている。国や電気事業者が言っているような、原発が止まれば電気の安定供給ができなくなる、電気料金の値上げがあつて、国民負担が多くなるという状況は現在あるのか。夏も冬も電力の余力が出るような状況が続いている。確かに石油の消費が増えていく、それが電気料金に跳ね返ってくるということはあるかと思うが、原発がなければ大変なことになるという状況は解消されている。福島原発を契機に、原発が決して安いエネルギーでないということもはっきりしてきている。原発の必要性・経済性の問題を考えていくと、私としては、原発の即時廃止を政策として打ち出していき、それを前提として色々な具体的施策を積み重ねていくということは、正しい方向だと考えている。

国民的合意をどのように形成するかについては、原則的な賛成派と反対派は水と油でかみ合わない、ボタンの掛け違いという見方もあろうかと思うが、はっきり言って原発事故が起きる以前は、原発反対派は本当の少数派でしかなかった。その少数派が国と電気事業者、いわゆる原子力村の人たちに対して、議論の場を設けて欲しいということは再三訴えてきたが、圧倒的に力のある原子力村の人たちには相手にされてこなかった。主張を反映

する場が設定されてこなかったということが、結果的にボタンの掛け違いになってきている。世論調査では、立地当初は 8 割方が核燃施設に反対。施設が建設され既成事実化していくなかで、反対運動が弱体化・風化した状況は否定できない。それでも半分以上の人たちは核燃に反対。表立っては押さえ込まれているが、核燃・原発は怖いものだという県民意識は強く残っている。県や国が県民の意識というものを政策に反映するようなシステム、機会をほとんど作ってきていないというのが現状。安全協定を結ぶときや高レベル放射性廃棄物を搬入するときに必ず県民の意見を聞く機会を設けるが、完全にアリバイ作りでやっていること。われわれが意見を述べても、5 分か 10 分で聞きましたと言い、県政にどう反映されたかという、欠片もない。われわれの立場からすれば、国民議論を良い方向に形成していこうという努力は、推進側に全くないと言っても過言ではない。むしろ意見を聞きましたというアリバイとパフォーマンスにより、いかにも社会的合意が形成されたかのごとく振る舞って、今まで原子力政策が推し進められてきたのが現状ではないか。

最後の質問については、おっしゃるように原発の即時停止を求める立場としては、当事者能力という点では難しい。この点はむしろ先生方からご提言をいただいて、原子力に頼らない社会づくりをしていくということではないか。

○最初のご質問についてお答えする。みなさんが議論されているのは高レベルの放射性廃棄物をどうするかということだが、年間 800 トンを再処理した場合にガラス固化体は約 1000 本出ると言われているが、他の核のゴミも相当量出るわけで、これについては六ヶ所村に置かれるだけ。再処理を解体・廃棄しても、ガラス固化体ではないから、これは議論の対象にもならない。こういう廃棄物が出るということについて、では青森県が受け入れたのかと言えば、ウラン濃縮と低レベルと再処理の 3 つについては受け入れた。あとからガラス固化体の貯蔵施設ができて、これが申請出されるということで、ボタンの掛け違い以前に、情報を出さない、情報操作してやってきたということがある。青森県民のなかでも、ガラス固化体以外のゴミをどうするのかということについての議論がない。再処理工場の配置図は、以前は公表されてきたが、25 年の事業申請書から全部黒塗りにして出している。情報を隠そう隠そうとしている。原点から、青森県民に対する情報の非公表がある。受け入れに際しても、84 年の事業申請・立地要請の前から青森県知事と打ち合わせして、受け入れてきたという経緯がある。県民からすると、あとで教えられる、あとからわかるということで、非常に不信感を持って臨まざるを得ない。3. 11 で反省したかと思うと、またぞろ同じような形でどんどんと攻勢を強めている。これは信頼に足る相手なのかということ、青森県民の多くは感じているのではないかと思う。それから、名古屋には原子力施設がないので、そういうところで取られたアンケートは結果に違いが出るだろう。

○私は学会の報告書作成にもかかわった。所属は医科大学だが、前の委員会でもこの委員会でも、一人だけ法律を専門としている。そういう立場で拝聴した。廃棄物の問題が

最も集約的に現れている青森でのご苦労ということで、非常に複雑な問題。国民的合意を得ながら解決に導いていくときに、法は何ができるのか。現在の法がどのような点で不備なのか、洗い出しをしたい。山田さんの方から全く情報提供がないまま進められているということがあったが、それはまさに法の不備でもある。原発立地の上で法が未整備である。それから、この委員会で従来から議論してきたところでは、現在の高レベル放射性廃棄物の処分地選定にあたっての法的手続きも整備されていない。

浅石先生に伺いたい。暫定保管の期間が長すぎるというご指摘と、青森県と原燃との覚え書きの契約としての法的拘束力についてのご指摘があった。問題は違うが、そこに流れている難しさ、問題の性格は、法の観点から見ると似ている。法からすれば、数百年というのは長い、この問題は数百年数千年、場合によっては数万年を相手にして対応しなければならない。その場合、実定法がどうであれ、あるいは国家体制が変わっても、人々のなかに、これは揺るがしてはならないものだという、ある種の法的確信が語り継がれていくことに期待するしかない。憲法の授業ではマグナカルタを紹介する。イギリスでは体制が変わってもマグナカルタを法的確信として語り継いでいる。どこまで実態があるかはともかく。そういう形で法はこの問題に対処していく。少しオブティミスティックな捉え方かもしれないが、そういうよりどころを見つけてやっていくしかない。暫定保管の数百年は長い、その単位での対応を人間社会も法治国家も取らなければならないと考えるべき。その場合、契約の実効性についても、現段階でのことだけを考えるべきでない。人々の合意を数百年数千年のオーダーで拘束力のあるものにするのを考えたときに、今の人々が、将来の世代に対しても責任を持って対処したと考えられるようなシステムを作れるかどうか。そういう観点から暫定保管の期間や覚書の拘束力について考えた場合に、何が見えてくるかを一つ伺いたい。

もう一つは単純な質問で、中レベル廃棄物あるいは余裕深度廃棄物について、これはどういうもので、どんな扱いを受けてこういう施設が作られようとしているのか、またその法的根拠について伺いたい。

○いわゆる中レベルという概念は日本にはない。本来であれば低レベル。今までの低レベルは地下 12m ぐらいを掘って、そこに 6m ぐらいのコンクリートピットを作って、入れる。それでは間に合わない、余裕を持った深さが必要ということで地下 50m から 100m。高レベルなら 300m 以上。外に出る放射線の濃度を考えたときにそのぐらいの深さが必要ということ。これから再処理や原発の解体によって様々な核のゴミが出るものをこの深さに埋めましょうということで、50~100m。安全委員会で議論されていたが、3. 11 以降止まっていて進んでいない。研究自体は六ヶ所村内で行っており、研究の主体も決まっている。最終処分の候補地として、核燃施設周辺の土地が狙われている。

日本原燃は各電力会社に金をもらっている。2005 年から国が法律を作って、実質国営企業の状態になっている。再処理工場の前受け金という形で、2012 年度は 2632 億円が入っ

ている。法律の最終年限として、西暦 2369 年まで集めると決まっている。2369 年まで再処理事業を行うということで集めている。国会議員が根拠となる資料を求めたら、黒塗りで示された。国民が知らないうちに、利用者から集めた金を渡している。これが途絶えれば日本原燃の経営は厳しくなる。

○高レベル放射性廃棄物の処分問題の原則は、発生者責任。これをきちんと法制化していく必要がある。高レベル放射性廃棄物をどのように安全に処分するのかという方策の決定、その費用負担をどうするのか。家庭ゴミや産廃なら地方自治体が税金を取って公共的なゴミ捨て場を作るが、高レベル廃棄物の場合、極めて高度の科学的知見を必要とする。当然、国が関与してこなければならぬ。ただし、国民の税金でこれを処分していくことにするのはなく、電力会社が負担し、安全管理の面で国が研究開発をしていくことで助けていくという形をとるべき。地方公共団体はゴミ捨て場を作っても利益は出ないが、電力会社はゴミを出しながら電気を売って利益を得ているので、その利益で処理施設の費用を負担すべき。核のゴミを発生させた世代の責任で処理していくことも、発生者責任の柱。これを法律で定めることが、法的確信の承継につながっていくだろう。何百年も続いていくかはわからないが、原則を定立していくことがわれわれの世代の義務。脱原子力の基本法を作る運動を弁護士仲間で行っているが、原則を定立することで、日本の原子力政策が将来どうあるべきかを示していく努力が必要になる。そういう観点では先生のご意見と一緒に。

○先ほどの余裕深度処分について。今の低レベル放射性廃棄物の濃度制限を超えるものがある。それに関しては 50m 以下に埋めるということ。高レベルは法律で決まっている。

簡単な質問をする。再処理廃棄に伴う高レベル廃棄物の固化の是非について、浅石さんは固化するのがよいということだが、山田さんの意見を確認したい。

○高レベルのガラス固化そのものが正しい方向性なのか。別な方法があるのではないかという意見もある。固化して安定した方がいいという立場と、その前の段階でとどめるという立場があり、原告団のなかでも一本化されていない。東海では固化できない。六ヶ所村でも今までの不具合を考えると、固化してしまう方がいいのか。再処理そのものが止まるのであれば、安全性を議論してベターな方法をとるべきだが、それがわからないなかで、すぐに固化を進めるべきかどうかは疑問。歯止めをかけたい。

○固化にもガラスの固化もあるし、岩石状にするという固化もあるが、そういう話ではなく、再処理が廃止できたとしても今の廃液はそのままで置いておいて、どう対処するかを議論するということか。

○そういうこと。

○総量管理を限りなくゼロにすれば即時廃止になるのかと言えなければならない。今すでにあるから。どういう現状にあるかを量的に自覚して、常に意識のなかにとどめておく意味でも重要な方法。核燃サイクルの問題がうまくいっていないので、他の場所に持ち出してどこか引き取ってくれということよりも、大きい問題は、日本のなかでどこかに持って行っても無くなるわけではないということ。移せば終わりではない。六ヶ所はそれでいいかもしれないが、他の紛争の種になりかねない。持って行ってくれというのは地域の問題になる。どうお考えか。

山田さんの説明でもあったが、原発の寿命は 100 年ぐらいで枯渇してしまう。暫定保管の数十年から数百年の期間の大半は、廃炉作業になる。原発が終わりに近づいて、あとの期間に斜陽産業でどうするのかというのが焦点の時代になる。廃炉産業をどう育成していくのかということも考えて、高レベル放射性廃棄物の問題を考えなければならない。

持って行けという問題で考えるのは、東京で引き受けるとすればどうなるか。できるかどうかについては断層の問題などを考えなければならないが、受益者が負担するという論理になったときに、六ヶ所村はどういう立場になるのか。お聞きしたい。

○六ヶ所村の議員のなかには、高レベルの保守管理で金をもらえるのだから、30～50 年ではなく、200 年ぐらい置いておいたらどうかという意見もある。安定してから持って行ったらどうか。金になるという概念が生まれてしまうことの問題。民主党政権下で核燃サイクル止めるという話になった際に、日本原燃から村議会に働きかけて、核のゴミを持ち帰るという内容で文書をまとめて欲しいという要請がなされた。それで国に働きかけたら流れとしては核燃を維持することになった。今は核燃料税をかけるにあたって低レベルのゴミに高額のお金がかかる。もしあのまま出していれば、村にお金が入らないということになった。政策的に翻弄されている。今は置きたくないと言っているけど、お金がもらえれば変わるかもしれない。そうかといって、なし崩しに対しては、政治家と違って県民のなかでは国との約束への信頼が土台にある。50 年でなくなるという前提で受けたということがあるので、60 年にしましょう 70 年にしましょうという話を誰かがすれば、それは約束違反だ、また国に騙されたという感情になる。モノに関しては、50 年でも 60 年でも危険性は変わらない。六ヶ所村で高レベルの固化体を作った段階が一番危険。そういう段階を受け入れてずっと維持しろと言われれば県民は反発する。

金をもらってきたじゃないかと言われるかもしれないが、25 年経ってたった 4 千億円。県（の第 1 次産業）は 1 年間で 7500 億円生む。もらったのは微々たるもので、県の全部を支えてきたわけでもない。県外に持っていくことに反対は少ない。全国の方が考えている合意点と青森県の合意点の違いはそこにある。今まで来ている核のゴミは低レベルだけ。原発を解体すればもっと多くのゴミが来る。それも形を変えて六ヶ所村に来るだろう。特に高レベルのものは、原発のあった場所に置いておくということにはならない。そこから

スタートでまた 40 年 50 年となれば、私たちの生きているうちは全く動かない。それから原発の時代が終わって解体処分だとなったとしても、人材の問題がある。福島原発事故以降は、原子力の分野に身を投じる人が少なくなっていく。いずれ管理する人がいなくなる恐れもある。

○日弁連の報告書の 188 頁に、処分のために必要な施設の数と規模の問題が提起されている。個人的考えとしては、最大の受益圏は確かに関東だが、各地に受益圏があるので、日本のほとんどの地域になってしまう。危険の拡散という観点からは、受益圏だから引き受けるというのは受け入れがたい。保管施設はできるだけ限定するべきで、それが実質的な公平さにつながっていく。

○この委員会の課題は、前の回答を踏まえて、社会的合意形成についてどう議論を深めていくかということ。色々な前提を共有したうえでの話になるが、乾式で貯蔵する、直接処分を仮に想定する、暫定保管を考えるとといった場合、保管の時間的タームはあるにせよ、どこか立地する場所が必要。これまでの立地の仕方について、受益圏と受苦圏が分離しているものを札束で収めるのが問題というのは確か。長年裁判や反対運動をやってこられて、これまで国の政策としてこういう問題点があったということについてはわかったが、そこから社会的合意を進めていくにあたって、国外に持って行くことには問題があると思うので、国内のどこかで施設を立地する社会的合意を作るための教訓として、こういう条件があれば合意形成が進むのではないかという点について、何か示唆があればお願いしたい。

○端的に言えば、日本の原子力政策を大転換してもらうこと。原発と核燃政策を、即時廃止か段階的廃止かということはあるにしても、原子力に頼らないという根本的なところでの転換を国でもしてもらえれば、次の段階に入っていけるのではないか。今のような状態で原子力政策が維持されていくなかで、高レベル放射性廃棄物についての社会的合意形成に入って議論していく気にはなれない。まず基本的な国の政策の転換ということを求めたい。そうすれば、いつまでもゴミをこのままにしておくわけにはいかないという問題に入っていける。

○今回の新しいエネルギー基本計画では、高速増殖炉の研究が変わったということで、青森の再処理工場の位置づけは大きく後退した。この点について青森県と六ヶ所村が危機感を持っていないことが怖い。今まで再処理したものを高速増殖炉で使うということでやってきた。核のゴミは 5%で、あとの 95%は将来使うということでやってきたのに、その土台が崩れてしまった。プルサーマルで使うのは 1%しかないので、残りはゴミ。そういう意味で方向転換があったのだから、いつまでも再処理に協力するというのではなく、県政はもう変わっていかなければならない段階に入ってしまった。今まで通りの核燃サイクル

政策ではないということに気づいて、将来の六ヶ所村や青森県をどうしていくのかということになれば、新しい話をできるようになってくる。

早い段階でゴミ処理の方法を決めると、こういう方法でやるからスタートは100年後でいいということになる。方向性が決まったらその時点で始めるという担保がないと、合意形成のあとに100年後200年後にやろうとか、先送りになる。合意形成ができたらずぐやってよいということになってないのに、合意形成だけということでは進みにくい。原発をすぐ止めて、今ある廃棄物をどうするという話なら乗れるのだが。

○確認したい。廃棄物の処理の方向性が決まれば、それを理由に原発継続が加速するということについて、批判的なご意見を出されたと理解する。

○再処理処分がプロセスにおいても帰結においても大きな問題を持っているという事は理解できた。直接処分にする場合、各原発サイトで保管していくという話だった。それは自然災害や軍事的攻撃やヒューマンエラーなど、ありうるリスクを分散するということになるが、あまり信頼が持てない。各サイトがまともに保管できるのか、一般の市民は信頼できない。逆のリスクもあるが、集中して管理する方がまだしも合理的な判断ではないか。もちろん青森県で保管して欲しいという話ではなく、最適地を選んでそこに保管していくルートを検討しなければいけないと思う。

○さきほど原発サイトの話を持ち出したのは、覚書が履行されたときにどこに持っていけばいいのか、当面の中間貯蔵を考えなければならないので、発生者責任の原則にしたがってサイトに戻すということ。原発サイトが本当に安全なのかという指摘は当然出てくる。

○発生者責任よりも安全性の方が重視されるべき観点では。

○おっしゃる通り。ただ、原発サイトをそれ以外の場所と比較すれば、かなりの調査はなされているはず。当然それ以上に安全な場所を探さなければならないが、時間的制約もあるなかで、とりあえず青森県からどこに持っていかるときに、サイトにもっていかざるを得ない。プールで貯蔵するか新しく中間貯蔵施設を作るかになると思うが、その場合は乾式貯蔵で行い、活断層やキャスクの安全性など当然調査をして、規制委員会が一応のお墨付きを出したうえで、持っていくことになる。次には暫定保管のあいだの安全性をどう確保するかということになるだろうが、覚書との関連では、暫定保管に入るまでのモラトリアム期間中の貯蔵方式を申し上げたということ。

○まさに日本原燃の成り立ちと同じ。最初は各原発サイトにあったゴミをどうするかということ、一極集中で最終的に六ヶ所村に来た。これから最終処分地の話をするとすれば、

同じように日本中を探してどこかということになるだろう。地下深部に作るので原発よりは安定できるというかもしれないが、日本のような地盤で安全性がありうるのか。併せて考えていく必要がある。各原発サイトの容量によって、ある程度まで戻せるところもある。戻したらパンクするところもある。それぞれの地域によって問題点はあるが、原発が止まるということになれば、貯蔵容量が超えるところは福島を除けば川内か、九州に一か所ぐらいしかないなので、その時点で長期保管して、最終的な安定したところを探すということしか考えられません。

○資料の取り扱いについて確認。山田さんから映写いただいたスライドは貴重な情報が含まれているので、事務局に提供して欲しい。浅石さんが言及された日本弁護士連合会の報告書は単行本のもので提供いただいている。

お二人からの聞き取りは以上としたい。長時間のご協力に御礼申し上げます。

2 今後の審議の進め方について

○外部の参考人からの聞き取りは今回で終了。連休明けに順次、どなたでも意欲ある委員から、任意のレポートをお願いしたい。義務ではない。長短を問わず、言いたいことは言いましょうという趣旨。柴田委員からは論点整理のメモを出してもらおう。なるべく多くの委員が集まれる日を選んで、できれば数本のレポートをお互いに出して意見交換する機会を持ちたい。それが1、2回できれば、提言の素案を作るという運びにしたい。日程調整およびレポート作成の意思確認については、事務局から別途連絡してもらおう。

○今期中に提言を出すとするれば、今日中に延期を申し入れる必要がある。

○極力今期中に出したいが、4月末までには不可能。5月末ごろでは間に合わないか。

○4月末は分野別委員会の締め切りで、課題別委員会はそれほど厳密ではない。ただし委員会自体の存続が5月30日まで。それまでに間に合わない場合、延ばしていただく手続きが必要になる。

○極力5月末までに、第一次草案をこの委員会のなかで議論できるような運営に努めたい。これにて散会。

以上